

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 2 0 日

各都道府県下水道行政担当部（局）殿
政令指定都市下水道事業管理者 殿
（各地方整備局等河川部等経由）
市町村下水道事業管理者 殿
（各都道府県経由）

国土交通省
大臣官房 参事官（上下水道技術）
水管理・国土保全局 下水道事業課

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応について

今般、三陸沖を震源とするマグニチュード 7.7 の地震を受け、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたことを踏まえ、BCP等を再確認し、職員等の安全に配慮しつつ、必要な施設点検を実施するなど、特に下記の点に注意の上、事前の防災対策に万全を期すとともに、情報連絡体制の早期確保など被害情報の収集・報告を適切に行うようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方お願いいたします。

記

- 後発地震発生に備え、津波発生時に操作が必要となる樋門・樋管等のゲートの閉鎖や自家発電設備の稼働等については、不具合がないか点検を行い、支障が予想される場合には、速やかに適切な措置を講ずるとともに、情報収集・伝達体制を確立すること。なお、操作員の安全確保には十分に配慮すること。
- 後発地震発生後に速やかに下水道施設の被災状況を把握し、必要な応急対策が実施できるよう、事前に安全確保にも配慮した点検体制や点検に必要な資機材を確認すること。また、応急対応等に関わる関係機関との連絡体制の確認を行うこと。
- 後発地震発生後の電力、燃料、薬剤等の長期的、広域的な供給停止に備え、自家発電設備等の燃料の備蓄状況や補給体制、応急復旧資機材の配備状況などを再確認すること。

○下水道施設の維持管理および施工中の下水道工事については、速やかに作業員等の安全確保が可能な体制の構築に努めること。

○下水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図るとともに、「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」（令和４年９月１６日付下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）に基づき、速やかに報告すること。

以上

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課

小松 海里 komatsu-k2bt@mlit.go.jp

今井 隆太 imai-r86s3@mlit.go.jp

牧 昂平 maki-k2k2@mlit.go.jp

TEL 代表 03-5253-8111

(内線 34-243、34-236、34-238)

直通 03-5253-8431